# 令和6年度(補正予算)及び令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業) 新手法による建物間融通モデル創出事業

<略称:TPOモデル事業>

公募要領

令和7年4月24日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会(以下「協会」という。)では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受け、「新手法による建物間融通モデル創出事業<sup>※1、※2</sup>」に対する補助金を交付する事業(以下「本補助事業」という。)を実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しております。また公募要領を補完する目的で Q&A 集を作成しておりますので、応募される方は併せて熟読願います。

本公募では令和6年度(補正予算)及び令和7年度予算による「新手法による建物間融通モデル 創出事業」についての補助事業を募集いたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が採択される際に、事業者へ通知することとします。

採択された場合には、本補助事業の交付規程\*³、\*\*4 及び実施要領\*\*5 に従って手続き等を行っていただくことになります。

- ※1 令和6年度(補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- ※2 令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- ※3 令和6年度(補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業) 新手法による建物間融通モデル創出事業交付規程(令和7年4月17日環技業(6h 融) 第25041701号、令和7年4月17日EIC第70417002号)
- ※4 令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業) 新手法による建物間融通モデル創出事業交付規程(令和7年4月21日環技業(7t 融) 第25042101号)
- ※5 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領(令和7年2月25日 環地温発第2502251号)

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 法律第179号。以下「適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す 旨規定されています。

# 目次

| 1. | 事業の目的と性格                              | . 1 |
|----|---------------------------------------|-----|
| 2. | 公募する事業の対象等                            | . 2 |
|    | 2.1 補助事業の区分等                          | . 2 |
|    | 2.2 対象事業の要件                           | . 2 |
|    | 2.3 補助対象となる経費及び設備                     | . 4 |
|    | 2.4 補助金の交付額                           | . 6 |
|    | 2.5 補助事業期間                            | . 6 |
|    | 2.6 補助金の交付を申請できる者                     | . 7 |
| 3. | 補助対象事業の選定等                            | . 7 |
| 4. | 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項              | . 9 |
|    | 4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項               | . 9 |
|    | 4.2 補助事業の実施における留意事項                   | 13  |
|    | 4.3 補助事業完了後における留意事項                   | 15  |
|    | 4.4 その他留意事項                           | 16  |
|    | 4.5 事業実施のスケジュール                       | 18  |
| 5. | 応募方法について                              | 19  |
|    | 5.1 応募方法                              | 19  |
|    | 5.2 公募期間                              | 19  |
|    | 5.3 応募に必要な書類及び提出部数                    | 20  |
| 6. | 計画書の作成にあたって必要な検討項目等                   | 25  |
| 7. | お問合せ先                                 | 27  |
| 垂  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 21  |

## 1. 事業の目的と性格

- ○TPO モデル (第三者保有モデル) は、需要家が初期費用ゼロで再工ネ発電電力の供給を受けることができる手法であり、需要家以外の TPO 事業者が太陽光発電設備等、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルを確立することで、総合的な脱炭素化が期待出来ます。
- ○本補助事業は、TPO モデルという手法を活用して、再生可能エネルギー発電設備などの設備を導入し、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組を実施する事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの主力化とレジリエンス強化を同時に向上させ、地域におけるCO2排出量削減を図ることを目的としています。
- ○本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(適正化法)の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定の日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書(二酸化炭素排出量削減効果等の報告)の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業で整備した財産を処分(補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。) しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、 事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

## 2. 公募する事業の対象等

#### 2.1 補助事業の区分等

本補助事業は、2つの事業形態に区分されます。

# ①TPO モデルによる建物間融通モデル創出事業に向けた計画策定を行う事業 (以下「TPO モデル計画策定事業」という。)

省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る、2.2①に示す要件を全て満たす設備導入計画(以下「本計画」という。)の策定を行う事業とします。

なお、本計画策定事業を行った年度終了後、3年以内に設備導入を完了すること。導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

# ②TPO モデルによる建物間融通モデル創出事業において設備等導入を行う事業 (以下「TPO モデル設備導入事業」という。)

TP0 モデル設備導入計画に基づき、複数の建物間(需要場所間)で電力融通を行い、平時での省 CO2 と災害時の避難拠点を両立させる取り組みを支援する事業であって、2.2 ②に示す要件を全て満たすものとします。

#### 2.2 対象事業の要件

#### ①TP0 モデル計画策定事業

- ア 本事業における「需要場所」とは、電気事業法施行規則第三条第2項各号のいずれか に該当する「一の需要場所」を満たすこと。
- イ 再エネ発電設備及び蓄電池を導入する計画であること。
- ウ 全ての需要場所に対して、1以上の需要の調整力強化に資する需要側設備(EV、ヒートポンプを活用した給湯、空調、冷蔵・冷凍庫、コージェネレーション設備等。以下同じ。)を導入する計画であること。
- エ 導入する全ての設備は TPO (第三者保有) で保有かつ、適切な仕様及び容量とした上で、EMS 制御下とし、発電量や需要家の電力需要に応じて、統合的にCO2削減効果を得られる計画であること。
- オ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、平時及び災害時の電力を融通するシステム(建物間融通)を構築する計画であること。

(発電場所と需要場所は同一でも可)

- カ 再エネ発電設備が発電した電力は、当該需要場所内で消費した上で、その余剰を建物 間融通すること。
- キ 当該再工ネ発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しない計画であること。
- ク 本事業で策定する設備導入計画を実施することによって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

- ケ 災害時等に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再工ネ発電設備が発電した電力 を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献する計画であること。
- コ 交付申請時に、事業で策定する計画に基づく導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。
- サ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できる計画であること。
- シ 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新 の「事業計画策定ガイドライン」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施の ために必要な措置をとる計画であること。
- ス 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。 以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。) の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しない計画であること。
- セ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、<公表を予定している情報>に定める情報について、公表することに同意していること。
- ソ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない計画であること。
- タ 本事業で策定する設備導入計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

#### ②TP0 モデル設備導入事業

- ア 本事業における「需要場所」とは、電気事業法施行規則第三条第2項各号のいずれか に該当する「一の需要場所」を満たすこと。
- イ 再エネ発電設備及び蓄電池を導入すること。
- ウ 全ての需要場所に対して、1以上の需要の調整力強化に資する需要側設備(EV、ヒートポンプを活用した給湯、空調、冷蔵・冷凍庫、コージェネレーション設備等。以下同じ。)を導入すること。
- エ 導入する全ての設備は TPO (第三者保有) で保有かつ、適切な仕様及び容量とした上で、EMS 制御下とし、発電量や需要家の電力需要に応じて、統合的にCO2削減効果を得られるようにすること。
- オ 自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、平時及び災害時の電力を融通するシステム(建物間融通)を構築すること。(発電場所と需要場所は同でも可)
- カ 再エネ発電設備が発電した電力は、当該需要場所内で消費した上で、その余剰を建物 間融通すること。
- キ 当該再工ネ発電設備が発電した電力を電力系統に逆潮流しないこと。
- ク 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境 価値を需要家に帰属させるものであること。

- ケ 災害時等に電力系統の停電が発生した場合でも、当該再エネ発電設備が発電した電力 を電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること。
- コ 導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。
- サ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告で きること。
- シ 再工ネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新 の「事業計画策定ガイドライン」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施の ために必要な措置をとること。
- ス 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。 以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。) の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- セ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、<公表を予定している情報>に定める情報について、公表することに同意していること。
- ソ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- タ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。

## 2.3 補助対象となる経費及び設備

#### ①TP0 モデル計画策定事業

- ○補助対象経費は以下のとおりとする。
  - a 人件費※1
  - b 業務費<sup>※2</sup>
    - ※1 人件費は、人件費=時間単価×(作業)時間数で、原則として「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」を準用すること。なお、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にすること。
    - ※2 委託料の単価については、原則として国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」、「設計業務等標準積算基準」を準用し、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にすること。

その他、詳細は「別表第1」の第3欄を参照してください。

#### ○主な補助対象外となる経費

- a PC、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
- b ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等

#### ②TP0 モデル設備導入事業

- ○補助対象設備は以下のとおりです。
  - a 再生可能エネルギー発電設備※1

- b エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線<sup>※2</sup>・熱導管等(自 営線地中化のための設備含む)
- c 受変電設備
- d 定置用蓄電池
- e 充放電設備 ※3
- f 充電設備 \*\*3
- g 車載型蓄電池(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)<sup>\*\*4</sup>
- h EMS (エネルギーマネジメントシステム)
- i 通信·制御機器
- j 運転制御可能な需要側設備(ヒートポンプを活用した給湯器・空調等調整力強化に 資する需要側の設備、コージェネレーション設備等)
- k 需要側設備の直流受電を可とするための改造費及び直流給電設備(直流にするため の改造費含む)
  - ※1 aの再生可能エネルギーは、以下のものとします。 太陽光(ソーラーカーポート含む)、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の 熱その他自然界に存する熱、バイオマス(依存率が発電量ベースで60% 以上)、その他化石燃料 以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できる もの。
  - ※2 bの自営線は、敷設済の自営線がある場合、当該自営線の継続使用を認める。
  - ※3 e、fの充放電設備、充電設備については、経済産業省の最新の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」(以下、「最新の充電インフラ補助金」)の以下の表に記載の銘柄に限ります。

(充放電設備) 最新の充電インフラ補助金の「(別表1) 銘柄ごとの補助 金交付額」

(充電設備) 最新の充電インフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」

なお、当該設備については、充電インフラ補助金との併用はできません。

※4 gの車載型蓄電池は、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブ リッド自動車に搭載されている蓄電池(経済産業省の最新の「クリーンエネ ルギー自動車導入促進補助金」(以下、最新のCEV補助金)の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」の銘柄に限る。)で、通信・制御機器、充放電設 備を、併せて導入する場合に限ります。

なお、当該車両については、CEV補助金との併用はできません。

#### ○主な補助対象外設備

- a LED 照明、ヒートポンプ技術を活用しない省エネ設備
- b 非常時のみ稼働する設備

c 需要側設備の排熱を利用する二次側設備(給湯設備、空調機等)

#### 2.4 補助金の交付額

## ①TP0 モデル計画策定事業

○補助率 4分の3 (上限は1,000万円) ※詳細は「別表第1」の第5欄を参照してください。

#### ②TP0 モデル設備導入事業

○補助率 2分の1 (上限は各年度3億円)

ただし、地方公共団体と災害時における拠点の利用に関する防災協定を締結している場合は、3分の2。

- ※防災協定については、補助事業における1以上の需要場所における電力融通の対象の建物が、防災協定において災害時に利用される拠点として位置づけられていることが必要です。
- ※車載型蓄電池については、蓄電容量 (kWh) の2分の1に4万円を乗じて得た額 (最新のCEV 補助金の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。)を 補助金交付額とします。
- ※充放電設備については、最新の充電インフラ補助金の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とします。
- ※充電設備については、最新の充電インフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」 の補助金交付上限額を上限額とします。
- ※その他詳細は「別表第1」の第5を参照してください。

## 2.5 補助事業期間

### ①TP0 モデル計画策定事業

- ○単年度(本計画策定事業を行った年度終了後、3年以内に設備導入を完了すること。)
  - ※各年度の補助事業の実施については、「4.2 補助事業の実施における留意事項」の「(3) 補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。

## ②TP0 モデル設備導入事業

- ○3か年以内
  - ※複数年度計画で応募する場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」 の「(5) 複数年度計画事業について」を必ず参照ください。
  - ※各年度の補助事業の実施については、「4.2 補助事業の実施における留意事項」の「(3)補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。
  - ※複数年度計画の場合、事業の進捗状況等について、対面ヒアリング又は WEB 会議等による中間評価等を実施する場合があります。

#### 2.6 補助金の交付を申請できる者

- ○補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。
  - ア 民間企業
  - イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政 法人
  - ウ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第3号チに規定される業 務を行う地方独立行政法人
  - エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
  - オ 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人
  - カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
  - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
  - ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ケ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者
    - ※ 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、 補助事業として採択された後は変更することはできません。
    - ※ 複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「(2)複数の団体による共同事業について」を必ずご覧ください。
    - ※ 本補助事業に応募する者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓 約事項に誓約できるものとします。

## 3. 補助対象事業の選定等

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査又は WEB会議等によるヒアリング)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について 予算の範囲内で選定します。

#### ①TP0 モデル計画策定事業

- ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経 理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を 有していること。
- イ 事業の実施内容や工程等が実現可能なものであること。
- ウ 災害時等に、電力系統の停電が発生した場合でも、再エネ発電設備が発電した電力を 電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献することが可能なシステムを構築するための計画を策定する事業であること。
- エ 建物間の電力融通及び導入設備のエネルギー需給制御について、CO2削減効果や省エネルギー等の優位性が見込まれる計画を策定する事業であること。
- オ CO2削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- カ 補助事業のモデル性に優れ、導入技術の今後の展開や活用が期待できるとともに、業 種・地域に問わず大きな波及効果が見込めること。

- キ 以下のいずれかに該当する場合、加点する。
  - ・地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に 関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業。
  - ・RE100/再エネ 100 宣言 RE Action へ参加、Science Based Targets の認定を取得、又は TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース) への賛同表明をしていることが確認できる。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
  - ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
  - ・温室効果ガスの排出削減目標を設定している。
  - ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。
- ク 導入する設備のうち、需要側設備の種類が複数ある場合、加点する。
- ケニ需要調整を考えたオフサイト制御を組み込んだシステムの場合、加点する。

#### ②TP0 モデル設備導入事業

- ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経 理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を 有していること。
- イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
- ウ 災害時等に、電力系統の停電が発生した場合でも、再エネ発電設備が発電した電力を 電力需要施設に供給可能であり、当該施設が地域防災に貢献することが可能なシステ ムであること。
- エ 建物間の電力融通及び導入設備のエネルギー需給制御について、CO2削減効果や省 エネルギー等について優位性が見込まれること。
- オ CO2削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- カ 補助事業のモデル性に優れ、導入技術の今後の展開や活用が期待できるとともに、業種・地域に問わず大きな波及効果が見込めること。
- キ 以下のいずれかに該当する場合、加点する。
  - ・地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に 関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業。
  - ・RE100/再エネ 100 宣言 RE Action へ参加、Science Based Targets の認定を取得、又は TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures/ 気候関連財務情報開示タスクフォース) への賛同表明をしていることが確認できる。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
  - ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
  - ・温室効果ガスの排出削減目標を設定している。
  - ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

- ク 導入する設備のうち、需要側設備の種類が複数ある場合、加点する。
- ケ 需要調整を考えたオフサイト制御を組み込んだシステムの場合、加点する。
- ○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては付帯条件を設定、補助額を減額 又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。
- ○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見には対応いたしかねます。 そのことを了承した上で申請を行ってください。
- ○採択した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

## 4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

#### 4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

## (1)補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

各事業の補助対象経費については、「別表第1」の第3欄を参照してください。

## <補助対象経費の範囲>

補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費

## <補助対象外経費の代表例>

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・気象計(日射量計、温度計など)とその設置費用
- 消耗品
- ・官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- その他事業の実施に直接関連のない経費

#### <補助事業における利益等排除>

- ○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
- ○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。
- ※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

## (2) 複数の団体による共同事業について

- ○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その 代表者(以下「代表事業者」という。)を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を 「共同事業者」とします。
- ○この場合、代表事業者は補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。
- ○また、代表事業者及び共同事業者は特段の理由があり、協会が承認した場合を除き補助事業として採択された後は変更することはできません。
- ○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。
  - ①共同で補助事業を実施するすべての者が、原則、各事業の<補助金の応募を申請で きる者>に該当すること。
  - ②代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、 覚書又は契約等を締結すること。
- ○シェアード・セイビング方式のESCO契約又はPPA契約(電力販売契約)などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者(電力需要家)を共同事業者とします。

なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者(PPA事業者、電力需要家等)を共同事業者とします。

- ○この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。
  - ア 電力需要家が負担する費用 (ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料)において補助金相当分が減額されていること。
  - イ 補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

#### (3) 事業の公表について

- ○応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助 事業を通じて得た情報のうち、下表<公表を予定している情報>に定める情報につい て、公表することに同意していることが必要です。
  - ※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。
  - ※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者(発電事業者及び需要家)の名称については、 他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

#### <公表を予定している情報>

| 情報の属性 | 公表を予定している情報   |
|-------|---|
| 定量情報  | <ul><li>・売電価格の平均値及び中央値</li><li>・契約期間(年数)</li><li>・発電設備の定格出力及び PCS 出力</li><li>・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合</li></ul>                            |
| 定性情報  | <ul><li>・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名</li><li>・発電設備の住所</li><li>・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域</li><li>・電力供給に係るフロー・商流</li></ul>                                  |
| 注意事項  | <ul><li>・公表を予定する情報について、根拠となる資料(設備仕様書・電力需給契約書等)の提供を求めることがあります。</li><li>・その他、事業概要がわかる情報を、環境省(環境省が別に委託する機関を含む)及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。</li></ul> |

#### (4) 災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒 区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じ てください。

また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備 を保全させるための措置を講じてください。 ○太陽光パネルや蓄電池などの太陽光発電設備や充電、充放電設備等の補助対象設備は、 暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(監修:独立行政法人建築研究所)などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

#### (5) 複数年度計画の事業について

- ①複数年度計画の事業の留意事項
  - ○TPO モデル設備導入事業の補助事業期間は、原則として単年度としますが、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳を提出することを条件に最大3か年とすることができます。
  - ○次年度以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
  - ○複数年度計画の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があるとともに、各年度の事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から 当該年度の1月末日までとします。
  - ○複数年度計画の事業では、年度ごとに契約の締結や発注を行う事が必要です。
  - ○複数年度計画の契約・発注内容を1つの契約書・発注書にまとめなければいけない場合、年度ごとの契約・発注内容を明記するとともに、年度ごとの停止条件付契約とする必要があります。

※TPO モデル計画策定事業の補助事業期間は、単年度です。

#### ②翌年度における補助事業の開始

- ○複数年度計画の補助事業のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付 決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付 規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。
- ○なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を確約するものではなく、また 予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助金の交付額に変更もあり得ま すので、予めご了承ください。

## ③複数年度事業の廃止等に対する措置

○複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以 降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当す る額の納付を命ずる場合があります。

#### 4.2 補助事業の実施における留意事項

## (1) 交付申請

○公募により選定された補助事業者は補助金の交付申請書を提出してください(申請手続等は別途定める交付規程に従ってください)。

補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度の1月末日までに支払いが完了するものとなります。

## (2) 交付決定

- ○協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、 補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
  - ① 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
  - ② 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

## (3) 補助事業の開始及び完了

- ○補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。
- ○事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て 適切に行ってください。
- ○補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意 いただきたい点は主に以下のとおりです。
  - ① 契約・発注日は協会の交付決定の日以降であること。 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為(入札、見積合わせ、落札者決定等)を行うことは認められますが、その契約締結日又は発注日が交付決定の日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
  - ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
  - ③ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。
  - ④ 複数年度計画の事業において、複数年度に渡る契約を纏めて行うことは問題ありませんが、契約書には年度ごとの発注内容を明記してください。 年度ごとの発注は、当該年度の交付決定を受けた後でなければなりません。 ただし、前年度に翌年度補助事業開始承認申請書を提出し承認されている場合は、 当該事業年度の4月以降(事業開始可能な日は別途連絡します)に事業を開始することができます。

- ○また、補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等 が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者に納入されていることが必 要です。
- ○委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を 受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査(以下「検収」という。) を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われ ることが必要です。

## (4) 補助事業の計画変更等

○補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

## (5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- ○補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又は 当該年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しな ければなりません。
- ○協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、 事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を 決定し、補助事業者に確定通知をします。

## (6)補助金の支払い

○補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション 情報機構(以下「機構」という)又は協会に精算払請求書を提出していただきます。そ の後、機構又は協会から補助金を支払います。

## (7)補助金の経理等について

- ○補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- ○これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後、5年又は交付規程第8条第1項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### 4.3 補助事業完了後における留意事項

## (1) 取得財産の維持管理等

- ○補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」 という。)の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。
  - ①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
  - ②補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)してはならない。
  - ③補助事業者は、②の期間を経過するまでの間補助事業により取得した温室効果ガス 排出削減効果についてカーボンクレジット・グリーン電力証書・非化石証書制度を 活用してはならない。

## (2) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- ○補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。
- ○事業報告の際、CO2削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、CO2削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

#### (3) 事業報告書の提出及び調査等への協力

- ○補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。
- ○補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間 保存する必要があります。
- ○補助事業者は、環境省(又は環境省から委託業務を受託した民間事業者)が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

## 4.4 その他留意事項

- (1) 小規模事業用電気工作物に係る届出
  - ○電気事業法の改正(令和4年6月)により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を、行ってください。

※詳しくは、以下のURLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety\_security/industrial\_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

- (2) 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項
  - ○再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。
  - ○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー 庁)(ただし、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外 であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く)及び「説明会及 び事前周知措置実施ガイドライン」(詳細は以下のとおり)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の(a) ~(m) をすべて遵守していることを確認すること。
    - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民 に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
    - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
    - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
    - (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置 (以下「説明会等」という。) を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイ ミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わ ないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、 同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、事務局に対して提出を行い、確 認を受けること。
    - (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備 の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネ ルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
    - (f) 20kw以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (ただし、柵塀等の設置が困難な場合(屋根置きや屋上置き等)や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合(塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等)には、柵塀等の設置を省略することができる。また、営農型太陽光発電設

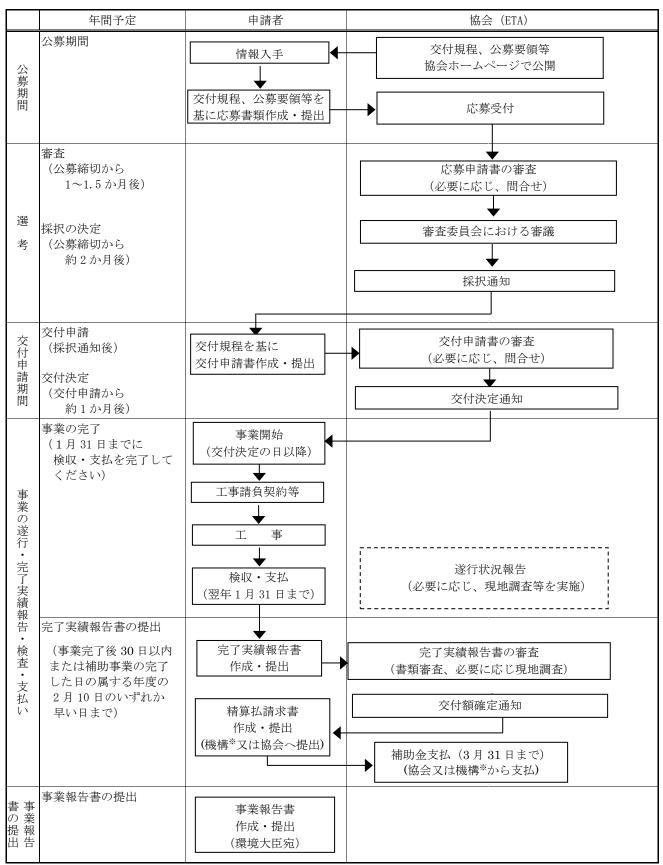
- 備、駐車場を活用した太陽光発電設備(ソーラーカーポート)、窓・壁等と一体 となった太陽光発電設備等を設置するものであり、柵塀等の設置により事業運営 等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとす る。)
- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料 の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を 作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める 出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」\*1(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (m) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険 や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- ○太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電についても、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」(風力・地熱・水力・バイオマス発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置をとるよう努めること。
- (3) 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について
  - ○補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用については、『廃棄等費用積立ガイドライン』<sup>※1</sup>(資源エネルギー庁)および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』<sup>※2</sup>(環境省)に準拠して、必要な経費を算定し(kW あたり1万円など)、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。
    - ※1 『廃棄等費用積立ガイドライン』(2025年4月改定 資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saiene/kaitori/dl/fit\_2017/legal/haiki\_hiyou.pdf

※2 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)』(平成 30 年環境省) https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf

#### 4.5 事業実施のスケジュール

(スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性があります)



※機構:一般財団法人環境イノベーション情報機構(EIC)

## 5. 応募方法について

## 5.1 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に、以下の、いずれかの方法で協会に提出してください。

- ①電磁的方法による提出
- ②書面による提出

(電磁的方法による提出を行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないとき)

※申請は必ず応募申請者(代表事業者)自身が行ってください。

#### 5.2 公募期間

- 一次公募:令和7年4月24日(木)~5月29日(木)正午必着
- 二次公募:令和7年6月13日(金)~7月10日(木)正午必着 公募期間ごとに審査を行います。

なお、二次公募は、一次公募の応募状況によっては実施しない場合があります。

## (ご注意)

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、 いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して ください。

#### 5.3 応募に必要な書類及び提出部数

#### (1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類及び応募様式ファイルは、以下の A~G のとおりです。

提出チェックリスト、A-1 応募申請書、B-1 実施計画書、CO-1 経費内訳、CO-2 経費区分集計表 (補助金所要額算出表)及びB-5 実施スケジュールについては、協会ホームページから様式ファイル等をダウンロードして作成してください。

また、別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」は提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

#### 〈A. 申請書〉

A-1 【様式1】応募申請書 ※代表者の押印は不要とします。 補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

#### 〈B. 実施計画書〉

B-1 【別紙1】実施計画書

補助要件を確認できる以下の別添資料を必ず提出してください。

B-2 事業実施場所の地図

広域と詳細の地図を作成し、設備導入事業の実施場所(計画策定事業に応募する場合は、事業で策定する計画に基づく設備導入事業の実施予定場所)が判るように、印、住所、近郊駅からの交通手段等を記載してください。

B-3 ハザードマップ

設備導入事業(計画策定事業に応募する場合は、事業で策定する計画に基づく 設備導入事業の実施予定場所)の実施場所が判る様に印等をつけたものを提出 してください。複数のハザードマップが存在する場合は、全て提出してください。

B-4 実施体制図

事業の実施体制に加え、工事・設備等の発注予定先、協会への窓口についても 記載してください。

B-5 実施スケジュール(工程表)

応募する事業の内容に合わせて、工程名をわかりやすく記載してください。 応募申請日、交付申請日、事業開始(発注・契約)日、検収日、事業完了(支払)日、完了実績報告日は必ず記載してください。ファイルの記載を参考にして、余裕を持ったスケジュールを作成してください。

B-6 導入設備一覧表 (システム図含む)

設備導入事業で導入する設備のシステム図、配置図、仕様、台数及び自営線の配置が判る情報等を記載し、詳細な図面や仕様書などは D-2 で提出してください。

#### B-10 CO2 削減効果の算定根拠

(ハード対策事業計算ファイル、CO2 削減コストなどの計算根拠) ハード対策事業計算ファイルは、導入予定の設備ごとに作成してください。 また、ハード対策事業計算ファイルの記載方法は、地球温暖化対策事業効果算 定ガイドブック<補助事業申請者用>を参照してください。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\_local/gbhojo.html ハード対策事業計算ファイルと別に、設備ごとのCO2削減量及びその単価を 整理した表も作成し、添付してください。

B-11 ランニングコストの算定根拠

※本補助事業において、B-7、B-8、B-9 は欠番

#### 〈C. 経費関係書類〉

- C0-1 【別紙2】経費内訳
- CO-2 経費区分集計表(補助金所要額算出表)

経費区分集計表(補助金所要額算出表)の集計結果は【別紙2】に自動的に転記されます。車載型蓄電池、充放電設備を補助対象経費として導入する場合は、応募申請時点で最新のCEV補助金又は充電インフラ補助金の対象設備であることがわかる根拠資料を提出してください。

- CO-3 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- C1 経費内訳根拠資料

見積書・積算書、共通費、人件費・労務費の根拠などを必ず添付してください。 見積書

- ・申請時に有効な見積書(押印付き)であること。
- ・見積金額に税込・税抜き等の記載があること。
- ・発行日、有効期限等の記載があること。

#### 見積明細書

- ・各経費は「一式」ではなく、単価×数量(人工)など、詳細がわかる内訳 書等を添付すること。
- ・設計費、工事費、人件費、労務費などの単価がわかる根拠資料を添付すること。

#### ※単価の根拠資料:

「建設物価」、「公共工事設計労務単価表」、「公共建築工事積算基準」など

- ・共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること。
- 「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること。
- ・「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること。

#### <D. 図面・仕様書>

D-1 図面

D-2 仕様書

導入設備一覧の詳細資料として、導入設備の仕様書及び導入場所・施設への配置図並びにシステムの設計図面等を提出してください。

#### 〈E. その他関係資料〉

E-1 会社の概要

代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等の業 務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為を提出してください。

E-2 法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書

代表事業者の法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書(いずれも発行後6か月以内のものに限る)の写しを添付してください。

E-3 代表事業者の財務内容に関する書類

民間団体が代表事業者として申請する場合は、直近の2決算期の貸借対照表及び 損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合 には、申請年度の事業計画及び収支予算とし、法人の設立から1会計年度を経過 し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借 対照表及び損益計算書とする。)を提出してください。

なお、直近の2決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください。(該当する場合は、協会にご相談ください。)

E-4 共同事業者覚書

複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び 債務負担等に関する協定、覚書、契約等を提出してください。

応募申請時に未締結の場合は、覚書の案を提出し、交付申請時もしくは遅くとも 完了実績報告時までに契約を締結し契約書の写しを提出してください。

E-5 行政機関から通知された許可書等

法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法 律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提 出してください。

E-6 電力供給承諾書(系統連系申込書及び承諾書)

一般送配電事業者と電力供給に関わる契約を行う場合は、「電力供給承諾書(接続の同意を証する書類)」を提出してください。応募申請時に、提出が間に合わない場合は、契約に向けた活動を行っていることが判る資料(契約案や議事録など)を提出してください

E-7 リース等契約関係資料等

リース契約等を行う場合は、契約書を提出してください。

応募申請時に、契約が未締結の場合は案を提出し、交付申請時もしくは遅くとも 完了実績報告時までに契約を締結し契約書の写しを提出してください。また、提 出にあたっては、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されてい ること及び補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行っていることが分かる資料を提出してください。

#### E-8 PPA 等契約関係資料等

事業で導入する設備を用いて電力供給サービスを実施する場合は、電力供給サービスを受ける需要家との間で締結する契約書等も提出してください。

(処分制限期間の間、継続的に使用することを確認できること)

なお、原則、当該需要家は共同事業者としてください。

応募申請時に、提出が間に合わない場合は、契約に向けた活動を行っていることが判る資料(案や議事録など)を提出してください。

完了実績報告時には、サービス料から補助金相当分が減額されていることがわかる資料も提出していただく必要があります。

## E-9 防災協定等を証明する提出書類

地方公共団体と災害時における拠点の利用に関する防災協定を締結している場合は、協定書の写し又は協定を締結していることと同等であることを証明できる覚書等の書類の写しを提出してください。

応募申請時に協定が未締結の場合は、締結予定であることを説明できる資料を自 治体の担当者と連名で提出してください。

(「2.4 ②TP0 モデル設備導入事業 ※防災協定」の項目参照)

#### E-10 説明会等の実施根拠資料

導入する太陽光発電設備が、再工ネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に基づく説明会又は事前周知措置(説明等)の実施ガイドラインに該当する場合は、設備導入着手までに説明会等を実施して、説明会等を実施したことがわかる根拠資料を提出してください。ガイドライン詳細については、「4.4(2)再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項」やQ&A 集等を参照してください。

## 〈F. 補足資料〉

F 上記以外に補足資料等があれば提出してください。

## 〈G. 計画書〉

## G1 計画書

応募する事業により、以下の資料を提出してください。

- a TPO モデル計画策定事業への応募の場合 事業で策定する計画書の作成にあたって事業実施するために必要な検討項目 を目次形式で提出してください。
- b TPO モデル設備導入事業への応募の場合 計画策定事業で策定した計画書もしくは事業実施内容が「2.2 ②TPO モデル 設備導入事業<対象事業の要件>」を満たした計画書を提出してください。

計画書の作成にあたって、検討項目については、「計画書記載例」(6. 計画書の作成にあたって必要な検討項目等)を参照してください。

## (2) 提出部数

- ①電磁的方法(電子メール)による提出の場合
  - ・電子ファイル 1式
- ②書面による提出の場合
  - ・紙媒体 1部(写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください。)
  - ・メディア媒体 (CD-R もしくは DVD-R) 1 枚

## (3) 注意事項

- ①電磁的方法による提出の場合
  - ア 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
  - イ データを圧縮する場合は、zip を使用してください。
  - ウ 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
  - エ 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
  - オ 電子ファイルのサイズやメールシステムの問題等、やむを得ない事情により、電子メールによる提出が出来ない場合は、データサーバ経由の提出も可能です。
    - ※データサーバ経由の提出の場合は、応募申請書に記載した「連絡担当窓口」の 方が、提出期限の2時間前までに提出先メールアドレス宛に、「データサーバ 経由で申請書類の提出を行う」旨と「電子ファイルのダウンロードURLとパス ワード」等の情報を、電子メールで連絡してください。

協会において、提出書類の電子データのダウンロード及び内容確認が完了した 時点が、応募申請の受領となります。

#### ②書面による提出の場合

ア A~G の書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。

なお、それぞれの書類の前ページに、インデックスを付し、「A-1」等を記載した「あい紙」を必ず挿入してください。

(書類にはインデックスを直接付さないでください。)

- イ メディア媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。
- ウ 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

#### (4) 提出方法

応募書類は、電磁的方法もしくは書面にて、公募期限内に下記の提出先に提出して下さい。

電磁的方法による提出の場合は、メール件名に、「【応募団体名 (TPO モデル)】応募申請」と記載してください。書面による提出の場合は、応募書類を封筒に入れ、宛名面に、応募団体名及び「TPO モデル 応募申請書類 在中」を朱書きで明記してください。

## 《提出先》

① 電磁的方法による提出の場合

メールアドレス: tpo@eta.or.jp

件名: 【応募団体名(TPO モデル) 】応募申請

- ②書面による提出の場合
  - 一般社団法人 環境技術普及促進協会

「TPO モデル 応募申請書類 在中」

**〒**534−0024

大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

## 6. 計画書の作成にあたって必要な検討項目等

- (1) TPO モデル計画策定事業に応募する場合
  - ・計画策定事業で策定する検討項目を作成し、提出してください。
  - ・事業で策定する計画書は、計画策定事業の成果物として完了実績報告時に提出してください。

なお、採択において、採択条件を付与された場合は、その採択条件に対してどのような 検討を行ったかについてと、その検討結果についても、計画書に明示的に記載してくだ さい。

- (2) TPO モデル設備導入事業に応募する場合
  - ア 計画策定事業を実施した場合
    - ・計画策定事業の成果物 G. 「計画書」として提出してください。
  - イ 計画策定事業を実施していない場合
    - ・事業実施内容として、「2.2 ②TP0 モデル設備等導入事業」の内容を織り込んだ計画書を提出してください。
    - ・計画書の作成は、次頁の「計画書記載例」も参照してください。

## (3) 書式等について

- ・「計画書」の、書式、様式については、特に定めませんが、提出する書類(印刷物)は、A4 サイズ(縦横指定無し)としてください。 設計図やブロック図等の図面等はA3 サイズでも可とします。
- ・提出する電子ファイルは、PDF形式にしてください(原本ファイルの形式は問いません)。
- 「計画書」は、実施計画書の様式を使って作成するものではありません。

#### 計画書記載例

- ○目的·概要
  - ・背景、目的、本補助事業の概要
- ○対象とする需要場所、建物の現状(実施場所の現状把握)
  - ・実施場所の状況(建設状況、用途、地域特性、受電形態、防災協定・登録等)
  - ・電力需要(建物毎)に関する現状(発電、受電、電力消費量等)
- ○導入するシステムの構成
  - ・再エネ設備、蓄電池、需要側設備、EMSの仕様・数量・機能等
  - ・再エネ設備、蓄電池など設備容量及び充放電容量などの設定根拠(シミュレーション結果 など)
  - ・平時での建物間融通の考え方
  - ・設備毎の EMS での制御内容
  - ・平時での活用及び災害時等の活用(負荷設備の活用等)の違い
  - ・(自営線、配電線、電力融通等)の仕様等
- ○事業の優位性
  - ・本補助事業を実施することによる優位性
  - ・災害時等の停電時でも再エネ電力融通を可能とする地域防災貢献が可能であることの優 位性
  - ・その他の優位性(BCP等)
- ○事業効果
  - ・本補助事業を実施することによる CO2 削減効果及びその他の効果(電気代削減など)
  - ・費用対効果(年間の CO2 削減、耐用年数期間を乗じた本補助事業全体)
  - ・導入費用・ランニングコストの算定、資金計画の検討
  - 投資回収年数
- ○本補助事業を実施することによるメリットや課題の検討・整理 ※課題については、対応方策も合わせて記載してください。
- ○実施体制・スケジュール等

## 7. お問合せ先

公募全般に対するお問合せは、協会ホームページの「お問合せ」からお問合せください。 なお、資料を添付してのお問合せを希望される場合は、下記の電子メールを利用してください。

電子メールは、メール本文の冒頭に、応募を予定している「TPO モデル事業について」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先(団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス)も記載してください。

<メール件名記入例>

【団体名】TPOモデル事業について

## <お問合せ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第1グループ お問合せメールアドレス: tpo@eta.or.jp

※回答に1週間以上要する場合がありますので、早めにお問合せください。

別表第1

| 別表第1               | T  | T  |            |   |
|--------------------|--|--|------------|---|
| 1 補助事業の区分          | 2 補助事業の内容  | 3 補助対象経費   | 4 基準額      | 5 交付額の算定方法  |
| 新手法による建物間融通モデル創出事業 | ①TP0 モデルによる建物間融通モデルを創出するための計画策定を行う事業(TP0 モデル計画策定事業)                      | 事必業酬当に任れる料水費通料料耗の協費等要務・(お用る)、料、信、及品他会をな費給地い職も社諸、印運委賃費必がた費金職共計支限院、費本、及び経した要金職共計支限院、費本、及び経しめ及、員団年給、業本、費手使びに費ため及、員団年給、業本、数用消そで経にび報手体度さ  | 協会が必要と認めた額 | ア 総取る。<br>・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で   |
|                    | ②TP0 モデル<br>による建物間<br>融通モデルを<br>創出するため<br>の設備等業*1<br>(TP0 モデル設<br>備導入事業) | 事必工費測設びの協負のはめ(工費)費に費をなける。 とのでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | 協会が必要と認めた額 | ア 他算 と軽の と較の こ)じ助交 いの電 イ補 付 とを紹 教準の と較の こ)じ助交 いの電 イ補 付 とをのを 象準の と較の こ)じ助交 いの電 イ補 付 とをのを 象準の と較の こ)じ助交 いの 電 イ 福 付 と を の と の で 金 付 と で に の で 金 付 と で に の で 金 付 と で に の で 金 付 と で に か で の と し が ら に い た を 2 ** (kを V 助るに 助る い た を 2 ** (kを V 助るに 助 で に す 当 で で で で で で で で で か か で と で で で で で で で |

|  | 1 |                  |
|--|---|------------------|
|  |   | する。ただし、算出された     |
|  |   | 額に 1,000 円未満の端数が |
|  |   | 生じた場合には、これを切     |
|  |   | り捨てるものとし算出され     |
|  |   | た額が3億円を超えた場合     |
|  |   | は3億円を交付額とする。     |

- ※1 ②で定める事業は発電・需要側設備をまとめて所持することにより、需給予測や一括管理などにより最適なエネルギーマネジメントを実施し、複数の建物間をシステムで繋ぎエリア全体での効果的・効率的な脱炭素化を行うものであり、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池のほか、充放電設備、充電設備、車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)、EMS(エネルギーマネジメントシステム)、通信・制御機器、運転制御可能な需要側設備(※給湯器・空調等調整力強化に資する需要側の設備)、エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線等の導入を行うものとする。
- ※2 地方自治体と防災協定を締結する取組については補助率を3分の2とする。
- ※3 車載型蓄電池(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)は、外部給電が可能なもので、通信・制御機器、充放電設備を導入する場合に限る。

別表第2

| 加衣弟 2<br>1 区分 | 2 費目  | 3 細分             | 4 内 容  |
|---------------|-------|------------------|--|
| 工事費           | 本工事費  | (直接工事費)<br>材料費   | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。          |
|               |       | 労務費              | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。                     |
|               |       | 直接経費             | 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) |
|               |       | (間接工事費)<br>共通仮設費 | 次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、 移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する 費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用                                     |
|               |       | 現場管理費            | 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費<br>であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通<br>信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を<br>参考に決定する。   |
|               |       | 一般管理費            | 請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、<br>法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費<br>をいい、類似の事業を参考に決定する。  |
|               | 付帯工事費 |                  | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要<br>最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準<br>じて算定すること。   |
|               | 機械器具費 |                  | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用そ<br>の他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、<br>撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。   |

|     | 測量及試験費 |                          | 事業を行うために直接必要な調査、計、実施設計、工事監理及び試験に見<br>う。また、補助事業者が直接、調査、計、実施設計、工事監理及び試験を行<br>てこれに要する材料費、労務費、労務<br>費用をいい、請負又は委託により調査<br>設計、実施設計、工事監理及び試験を<br>においては請負費又は委託料の費用を                  | 要する経費をい<br>製量を<br>割場会におい<br>第者保険量、<br>を<br>を施工する場合             |
|-----|--------|--------------------------|--|--|
| 設備費 | 設備費    |                          | 事業を行うために直接必要な設備<br>並びに購入物の運搬、調整、据付け<br>をいう。  |  |
| 業務費 | 業務費    |                          | 事業を行うために直接必要な機器、<br>テム等に係る調査、設計、製作、試験<br>する経費をいう。また、補助事業者を<br>設計、製作、試験及び検証を行う場合<br>に要する材料費、人件費、水道光熱を<br>通信交通費その他に要する費用をいい<br>託により調査、設計、製作、試験及て<br>合においては請負費又は委託料の費用          | 策及び検証にを<br>が直接、調こな<br>合にお消耗して<br>き、消耗して<br>き、<br>はが検証を<br>が検証を |
| 事務費 | 事務費    |                          | 事業を行うために直接必要な事務り<br>険料、賃金、報酬・給料・職員手当<br>において会計年度任用職員へ支給さる。)、諸謝金、旅費、需用費、役務等<br>用料及賃借料、消耗品費及び備品購足<br>容については別表第3に定めるものと<br>事務費は、工事費、設備費及び業務<br>して、次の表の区分毎に定められた多<br>れた額の範囲内とする。 | (地方公共団体<br>注れるものに限<br>費、委託料、使<br>人費をいい、内<br>する。<br>客費の金額に対     |
|     |        | 号                        | 区 分  | 率  |
|     |        | 1                        | 5,000万円以下の金額に対して   | 6. 5%  |
|     |        | 2                        | 2 5,000万円を超え1億円以下の金額に対して 5.  |  |
|     |        | 3   1億円を超える金額に対して   4.5% |  | 4. 5%  |
|     |        | ĺ                        |  |  |

# 別表第3

| 1 区分 | 2費目 | 3細目                   | 4 細分  | 5 内 容  |
|------|-----|-----------------------|-------|--|
| 事務費  | 事務費 | 社会保険料                 |       | この費目から支弁される事務手続のために必要<br>な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料<br>をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる<br>資料を添付すること。        |
|      |     | 賃金、報酬・<br>給料・職員手<br>当 |       | この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者(地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。)に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。 |
|      |     | 諸謝金                   |       | この費目から支弁される事務手続のために必要<br>な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる<br>資料を添付すること。                                  |
|      |     | 旅費                    |       | この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。                               |
|      |     | 需用費                   | 印刷製本費 | この費目から支弁される事務手続のために必要<br>な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係<br>る経費をいう。                                     |
|      |     | 役務費                   | 通信運搬費 | この費目から支弁される事務手続のために必要<br>な郵便料等通信費をいう。  |
|      |     | 委託料                   |       | この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。                             |
|      |     | 使用料及賃借料               |       | この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、<br>回数及び金額がわかる資料を添付すること。                            |
|      |     | 消耗品費備品購入費             |       | この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。     |

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

# 更新履歴

| 更新日          | 頁 | 項目 | 更新内容 |
|--------------|---|----|------|
| 令和7年4月24日 初版 |   |    |      |
|              |   |    |      |